

余市町住宅取得等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町への定住を目的とした住宅の取得並びに移住定住を目的として転入する世帯及び子育て世帯の住宅等の取得を促進するとともに、町における良好な住環境の形成、町内建設業の振興、宅地の流動化による未利用地の有効活用を図るため、町が定める区域に土地を購入し、住宅を新築又は購入した者に対し、当該住宅及び土地を購入する費用等の一部を補助する余市町住宅取得等支援補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象住宅 自己の居住を目的とした新築住宅及び建売住宅、中古住宅をいう。
- (2) 新築住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反がない令和7年4月1日以降に自己の居住を目的として新築された専用住宅又は併用住宅（住宅に供する部分の面積が建物全体面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。）をいう。
- (3) 建売住宅 人の居住の用に供したことがなく、建築基準法その他関係法令に違反がない専用住宅又は併用住宅及びその土地が同時に販売されるものをいう。
- (4) 中古住宅 人の居住の用に供したことがあり、建築基準法その他関係法令に違反がない専用住宅又は併用住宅及びその土地が同時に販売されるものをいう。
- (5) 転入者 令和7年4月1日以降に、町の住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）され、当該住民登録の日前1年間に於いて当該住民登録のない者をいう。
- (6) 子育て世帯 第8条に規定する交付申請の際において、次条の補助対象者が扶養する18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者が同居する世帯をいう。
- (7) 町内施工業者 町内に本支店を有する業者及び住民登録を有する個人事業者をいう。
- (8) 改修工事 別表に掲げる工事であつて、町内施工業者が施工する50万円以上（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）のものをいう。
- (9) 指定区域 余市町立地適正化計画により定めた居住誘導区域をいう。
- (10) 補助対象期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までをいう。

う。

(11) 計画申込期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までをいう。

(補助金の交付基準)

第3条 町長は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(1) 補助対象期間内に次のいずれかに該当することとなった者

ア 指定区域において売買により土地を購入（土地の所有権移転登記の受付日をもって土地の購入とみなす。この号において「土地の購入」という。）し、当該購入の日から3年度以内（土地を購入した年度を初年度とする。）に新築住宅を建築する者

イ 指定区域において建売住宅（土地の購入を含む。）を購入し、購入の翌年度以内に居住する者

ウ 指定区域において中古住宅（土地の購入を含む。）を購入し、購入の翌年度以内に居住する転入者

(2) 第8条に規定する交付申請の際、補助対象住宅の所在地に住民登録を有し、現に居住する者（転勤、単身赴任、入院その他やむを得ない事情により、補助対象住宅に住民登録を有することができない、又は居住することができない者を含む。）

(3) 新築住宅の建築を目的とする土地の購入に際して、当該土地に対する他の補助（移転補償は含まない。）を受けていない、又は受ける予定がない者

(4) 町税を滞納していない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(6) 補助対象住宅の所在地に住民登録を行った日から引き続き当該住宅に5年以上居住することを誓約する者

(7) 補助対象住宅の土地の所有権を2分の1以上有している者（当該所有権の割合が2分の1の者が2人存在する場合は、いずれか一方の者とする。）

(施工業者)

第4条 この要綱の規定により補助金を受けようとする者の補助対象住宅を建築し、又は改修する施工業者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者

(2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による事業の開業等の届出をしている者

(3) 営業届の提出をしている者
(補助金の額)

- 第5条 新築住宅を建築し、又は建売住宅を購入する転入者に対する補助金の額は、30万円に、購入する土地の購入額に100分の10を乗じて得た額（20万円を上限とする。）を合算した額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、余市町黒川第一土地区画整理事業の区域において購入する場合における補助金の額は、黒川町17丁目、18丁目（以下「A地区」という。）については80万円に、黒川町19丁目、20丁目（以下「B地区」という。）については100万円に、購入する土地の購入額に100分の10を乗じて得た額（50万円を上限とする。）を合算した額とする。
 - 3 前2項の場合において、町内施工業者が施工した建築工事における補助金の額は、各項において算出された額に、50万円を合算した額とする。
 - 4 第1項及び第2項の場合において、子育て世帯における補助金の額は、各項において算出された額に、子供1人の場合は25万円、子供2人以上の場合は50万円を合算した額とする。
 - 5 中古住宅を購入する転入者に対する補助金の額は、30万円とする。ただし、土地と建物の購入金額が30万円に満たない場合は、土地と建物の購入金額を上限とする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、余市町黒川第一土地区画整理事業の区域において購入する場合における補助金の額は、A地区、B地区ともに50万円とする。ただし、土地と建物の購入金額が50万円に満たない場合は、土地と建物の購入金額を上限とする。
 - 7 第5項の場合において、中古住宅の購入にあたり、改修工事を行った場合における補助金の額は、同項において算出された額に、当該工事に要する費用に100分の20を乗じて得た額（20万円を上限とする。）を合算した額とする。
 - 8 前項の規定にかかわらず、余市町黒川第一土地区画整理事業の区域において中古住宅の購入にあたり、改修工事を行った場合における補助金の額は、各項において算出された額に、当該工事に要する費用に100分の20を乗じて得た額（A地区、B地区ともに30万円を上限とする。）を合算した額とする。
 - 9 第5項の場合において、子育て世帯における補助金の額は、同項において算出された額に、子供1人の場合は10万円、子供2人以上の場合は20万円を合算した額とする。
 - 10 前項の規定にかかわらず、余市町黒川第一土地区画整理事業の区域において子育て世帯における補助金の額は、各項において算出された額に、A地区、B地区ともに子供1人の場合は15万円、子供2人以上の場合は30万円を合算した

額とする。

- 1 1 新築住宅を建築し、又は建売住宅を余市町黒川第一土地区画整理事業の区域において購入する者（転入者を除く。）に対する補助金の額は、A地区については20万円、B地区については40万円に、購入する土地の購入額に100分の10を乗じて得た額（30万円を上限とする。）を合算した額とする。
- 1 2 前項の場合において、町内施工業者が施工した建築工事における補助金の額は、前項において算出された額に、50万円を合算した額とする。
- 1 3 第11項の場合において、子育て世帯における補助金の額は、同項において算出された額に、子供1人の場合は15万円、子供2人以上の場合は30万円を合算した額とする。
- 1 4 前各項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（計画）

第6条 補助対象者は、補助金を受けようとするときは、あらかじめ計画申込期間に行う補助対象住宅建築等計画について余市町住宅取得等計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 新築住宅を建築する者又は建売住宅を購入する者
 - ア 土地売買契約書又は土地建物売買契約書の写し
 - イ 土地の全部事項証明書又はその写し
 - ウ 暴力団員でない旨の誓約書（第2号様式）
 - エ 補助対象住宅に引き続き5年以上居住する旨の誓約書（第3号様式）
 - オ 施工業者が第4条各号のいずれかに該当することを証するもの
 - カ その他町長が必要と認めるもの
- (2) 中古住宅を購入するが、改修工事を行わない転入者
 - ア 土地売買契約書又は土地建物売買契約書の写し
 - イ 中古住宅売買契約書の写し
 - ウ 土地の全部事項証明書又はその写し
 - エ 暴力団員でない旨の誓約書
 - オ 補助対象住宅に引き続き5年以上居住する旨の誓約書
 - カ その他町長が必要と認めるもの
- (3) 中古住宅を購入し、改修工事を行う転入者
 - ア 土地売買契約書又は土地建物売買契約書の写し
 - イ 中古住宅売買契約書の写し
 - ウ 土地の全部事項証明書又はその写し

- エ 改修費見積書
 - オ 改修工事を予定している箇所及びその内容を示す図面
 - カ 施工業者が第4条各号のいずれかに該当することを証するもの
 - キ 暴力団員でない旨の誓約書
 - ク 補助対象住宅に引き続き5年以上居住する旨の誓約書
 - ケ その他町長が必要と認めるもの
- (計画確認)

第7条 町長は、計画書の提出があったときは、その内容を審査し、余市町住宅取得等計画確認通知書(第4号様式。以下「確認通知書」という。)によりその適否を提出者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定により適当と認められた者が、その確認を受けた補助対象住宅の建築が完了し、又は中古住宅を購入し、若しくは当該中古住宅の改修工事を行った場合の当該工事が完了し、補助対象住宅の所在地に住民登録を有し、現に居住し、補助金の交付を受けようとするときは、余市町住宅取得等支援補助金交付申請書(第5号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 新築住宅を建築する者又は建売住宅を購入する者
 - ア 確認通知書の写し
 - イ 補助対象住宅の所在地に住民登録後の世帯全員の住民票謄本又はその写し
 - ウ 建築基準法に基づく検査済証の写し又はそれに代わる証明書の写し
 - エ 建物の全部事項証明書又はその写し
 - オ その他町長が必要と認めるもの
- (2) 中古住宅を購入するが、改修工事は行わない転入者
 - ア 確認通知書の写し
 - イ 補助対象住宅の所在地に住民登録後の世帯全員の住民票謄本又はその写し
 - ウ 建物の全部事項証明書又はその写し
 - エ その他町長が必要と認めるもの
- (3) 中古住宅を購入し、改修工事を行う転入者
 - ア 確認通知書の写し
 - イ 補助対象住宅の所在地に住民登録後の世帯全員の住民票謄本又はその写し
 - ウ 建物の全部事項証明書又はその写し
 - エ 改修部分の改修中及び改修後の写真
 - オ 工事請負契約書の写し
 - カ 当該工事代金の領収書の写し

キ その他町長が必要と認めるもの
(交付決定)

第9条 町長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、余市町住宅取得等支援補助金交付決定通知書(第6号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、余市町住宅取得等支援補助金不交付決定通知書(第7号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。
(交付請求)

第10条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者が、町長に補助金の交付請求をしようとするときは、余市町住宅取得等支援補助金交付請求書(第8号様式)により行うものとする。
(補助金交付決定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、第3条第6号に定める者が、転勤、単身赴任、入院その他やむを得ない事情により、補助対象住宅に住民登録を有することができない、又は居住することができない場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、余市町住宅取得等支援補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金を交付しているときは、余市町住宅取得等支援補助金返還命令書(第10号様式)により期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項における交付済みの補助金の全部または一部を返還させる場合の返還額は、次の各号に掲げる居住年数に応じ決定する。

(1) 1年未満 全額

(2) 1年以上3年未満 補助金に10分の8を乗じて得た額

(3) 3年以上5年未満 補助金に10分の5を乗じて得た額

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年5月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第10条までに規定する補助金の交付、第11条に規定する補助金の交付決定の取消し及び第12条に規定する補助金の返還に関する規定は、なお従前の例による。

附 則 (平成29年余市町告示第16号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年余市町告示第21号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年余市町告示第10号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年余市町告示第13号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年余市町告示第12-2号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

別表 (第2条関係)

区 分	改修工事の内容
増築工事	既存の建築物に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事
改築工事	既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事
修繕工事	住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事で、次に掲げるもの (1) 基礎、土台、柱、外壁、屋根、床、天井等の修繕工事又は補強工事 (2) 間取りの変更等模様替えを行う工事 (3) 台所、浴室又は便所を改修する工事 (4) 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事 (5) その他安全、耐久性及び居住性を向上させるために必要と認められる工事
設備工事	電気、給排水、暖房、空調等の工事